

保険・年金

国民年金保険料の追納制度

国民年金保険料の免除(全額免除、一部免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた場合は、保険料を全額納めた場合に比べ、将来の老齢基礎年金の受取額が少なくなります。免除などの期間の保険料は、10年以内であれば遡って納める(追納する)ことができ、これにより将来受け取る老齢基礎年金を増額することができます。

追納保険料は、免除などの期間の翌年度から数えて3年度目以降になると、当時の保険料額に経過年数に応じた加算額が上乘せされます。追納をお考えの場合は早めにご相談ください。

※一部免除を受けた古い期間の保険料から納付することになります。
※一部免除を受けた期間の納付すべき保険料が未納の場合は、追納できません。

問合せ 天王寺年金事務所
06・6772・7531

償却資産、住宅用地、住宅建替え中の土地の申告

期間 1月31日(火)まで
償却資産の申告

固定資産税は、償却資産にも課税されます。償却資産とは土地・家屋以外で事業に供する資産で、その減価償却費や減価償却額が所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるものをいいます。法人・個人にかかわらず事業主は、令和5年1月1日現在の資産状況を申告してください。
対象資産の例 構築物(門、塀、看板、アスファルト舗装など)、機械・装置(工作加工機械など)、車両・運搬具(ナンバープレートがないもの)、工具・器具・備品(机、テレビ、パソコンなど)
※e-TAXで電子申告ができます。

住宅用地等の申告
対象 令和4年中に家屋の新築・増築・減失・用途変更、土地の分筆・合筆・地目変更などをした方

住宅建替え中の土地の申告
一定の要件を満たす場合、申告により土地税額が軽減されます。
対象 令和4年中に居住用住宅を建て替え、令和5年1月1日現在、住宅が完成していない方

問合せ 税務課資産税担当(2階)
039・1062
番窓

特定健診の受診をお早めに!

特定健診を受けて、病気の早期発見や、生活習慣を改善して病気の予防につなげ、健康的な毎を送りましょう。受診期限の3月は医療機関が大変込み合いますので、早めに受診しましょう。

年に1度健診を受けていただくために、市が委託した業者から医療機関の受診方法のご案内や健診を勧めるための電話をします。
※口座番号を尋ねたり、金銭の振り込みなどを依頼したりすることはありません。

対象 国民健康保険加入の方
実施期間 1月17日(火)〜2月中旬
委託先業者 ジェイエムシー(株)の保健師・管理栄養士
発信番号
0120・966・463
フリーダイヤル

「職場健診で検査を受けた」という方は、結果のコピーを提出される場合、粗品をお渡しさせていただきます。お問い合わせいただければ返信用封筒をお送りします。

問合せ 保険年金課保健事業担当(1階)番窓
039・1353

軽自動車の納税証明書の提示が原則不要に

令和5年1月から、軽自動車の車検時に、継続検査窓での納税証明書の提示が原則不要になります。納付情報については、軽自動車検査協会がオンラインのシステム(軽JNK S)により確認できるようになります。対象は四輪および三輪の軽自動車です。(二輪車(オートバイ)についてはこれまでどおり、納税証明書の提示が必要です。)

なお、納付後すぐに車検を受ける場合や対象車両に過去の未納がある場合等、納税証明書の提示が必要となる場合があります。詳細は市ホームページをご覧ください。

問合せ 税務課税制担当(2階)番窓
039・1068



第三者行為による傷病届

国民健康保険の加入者が、交通事故など他人(第三者)の行為によりケガなどをしたときは、加害者がその治療費を負担するのが原則ですが、やむを得ない場合は国民健康保険を使って治療を受けることもできます。その場合は、治療を受ける前に「第三者行為による傷病届」を必ず国民健康保険の窓口へ提出してください。後日、保険者(藤井寺市)が負担した医療費を加害者に請求します。

提出する前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談が成立したりすると、国民健康保険で給付ができなくなる場合もあります。

問合せ 保険年金課国民健康保険担当(1階)番窓
039・1177



税

家屋の新築・増築・取り壊しについて

令和4年中に新築・増築した家屋は、固定資産税・都市計画税が令和5年度から課税されます。令和4年中に、新築・増築しまだ登記をしていない家屋や、取り壊し登記を行っていない家屋は、必ず税務課まで届け出てください。

問合せ 税務課資産税担当(2階)番窓
039・1062

長期優良住宅の固定資産税減額

長期優良住宅とは、耐震性・バリアフリー性・省エネルギー性などの優れた一定の基準を満たし、大阪府が認定する住宅です。認定された新築住宅は、固定資産税の減額措置があります。新築した年の翌年1月31日までに、窓口まで必要書類を提出してください。詳しい減額要件や提出書類はお問い合わせください。

減額措置の適用期間
① 一般の住宅(②以外) 5年間
② 3階建以上の中高層耐火住宅 など 7年間

問合せ 税務課資産税担当(2階)番窓
039・1062

所得税、市・府民税の申告に必要な書類の送付

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付額通知

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料は社会保険料控除の対象です。令和4年中に納付された納付額通知をそれぞれ送付します。

発送時期 1月下旬
問合せ 保険年金課収納担当(1階)番窓
039・1183

公的年金等の源泉徴収票の送付

国民年金や厚生年金保険のうち、老齢を支給事由とする年金(老齢基礎年金・老齢厚生年金・老齢年金・通算老齢年金など)を受けている全体的に、令和4年分の公的年金等の源泉徴収票が1月末までに日本年金機構本部から送付されます。源泉徴収票は、所得税の確定申告などに使用する場合があります。※障害年金や遺族年金などは課税対象ではないため、送付されません。

問合せ 天王寺年金事務所
06・6772・7531

介護保険料の納付確認書の送付

介護保険料は社会保険料控除の対象です。令和4年中に納付された介護保険料の納付確認書を送付します。1年を通じて特別徴収(年金天引き)のみの方は、納付額が源泉徴収票に記載された金額と同額になるため送付しません。納付額は次の書類でも確認できます。
・日本年金機構などから送付された「源泉徴収票」
・本人控えとしてお持ちの「領収証」

問合せ 高齢介護課サービス担当(1階)番窓
039・1164

要介護認定を受けられた方の障害者控除対象者認定

市・府民税、所得税の課税が見込まれる世帯の方で、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方と同程度の障害がある方、又は要介護1以上の認定を受けた方は、障害者控除対象者認定書の交付を受けることができます。※要支援1又は2の認定を受け、認知症により日常生活に支障のある方は、障害者控除対象者認定を受けることができる場合がありますのでお問い合わせください。

交付申請・問合せ 高齢介護課高齢者福祉支援担当(1階)番窓
039・1169

環境・安全

マイクロチップを装着した犬の飼主の方へ

■市への飼犬登録が不要になります

新たに購入する犬へのマイクロチップ装着の義務化により、飼犬登録の「ワンストップサービス」が始まりました。これにより、マイクロチップが鑑札とみなされます。

市では、令和5年4月1日から「ワンストップサービス」を導入します。これに伴い、同日以降にマイクロチップ情報について、環境省の指定登録機関「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトにおいて所有者情報の登録(変更)を行った犬は、市への飼犬登録の必要はなくなります。

※ワンストップサービスの導入に伴い、登録手数料3,000円の支払いが不要となります。

問合先 環境衛生課環境・公害・飼犬登録担当(6階⑥番窓口)
☎9339・1074



各種情報

市への寄贈

・地域貢献活動のために

絵本「かにこちゃん」18冊

大阪いずみ市民生活協同組合

マイナンバーカード交付臨時窓口

日時 1月8日(日)・21日(土)

9時～12時

場所 市役所1階マイナンバー総合窓口

交付に必要なもの 交付通知書(ハガキ)、通知カード(紛失した方は交付時に申し出ください)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)。マイナンバーカードと交換、本人確認書類

※原則、交付申請者ご本人が来庁してください。

◆交付の際は、待ち時間ゼロのLINE予約を！



問合先 市民課マイナンバー担当1階マイナンバー総合窓口

☎9339・1111(内線1220)

ケータイショップでマイナンバーカード申請サポート実施中

市内の5店舗でサポートを受けられます。

■ドコモショップ羽曳野店

(野中2丁目93-1)

☎0120・772・837

■ドコモショップ藤井寺店

(小山1丁目1-8)

☎0120・592・811

■au Style藤井寺小山

(御舟町1-40)

☎0800・700・1553

■ソフトバンク藤井寺

(春日丘1丁目8-17)

☎072・937・3200

■ワイモバイルイオン藤井寺

(岡2丁目10-11)

☎936・7700

※QRコード付き交付申請書を持参いただくよりスムーズに手続きができます。

※詳細は各店舗へお問い合わせください。

受付期間 令和5年3月下旬まで

※マイナポイント対象のカード申請期限は令和4年12月末までです。

問合先 市民課マイナンバー担当(1階)マイナンバー総合窓口

☎9339・1111(内線1220)

年末年始の証明書コンビニ交付サービスの休止

期間 1月1日(日・祝)～1月3日(火)

※12月は、29日(木)～31日(土)

問合先 市民課窓口担当1階①番窓口 ☎9339・1049

道明寺天満宮の初詣による車両の通行制限

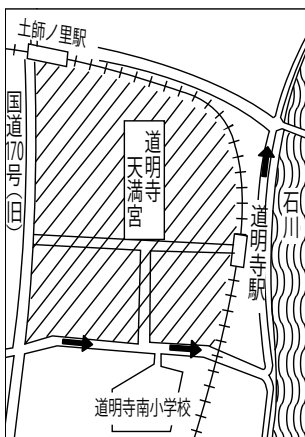
期間

・12月31日(土) 23時～1月1日(日・祝) 18時

・1月2日(月)・3日(火) 9時～18時

制限内容 一方通行、車両通行禁止(自転車は除く)

問合先 道明寺天満宮 ☎953・2525



※新型コロナウイルス感染症の影響で、掲載の内容が変更となる場合があります。その際は、市ホームページなどでお知らせします。